

地震の影響により枯死した水稻の有効利用について

令和8年9月28日
熊本県農業技術課
農業革新支援センター

令和8年7月28日から発生した令和8年熊本地震の影響により、一部地域で水稻の枯死が発生しています。

収穫に至らなかった枯死した水稻をほ場で焼却すると、周辺住民に対し、目や呼吸器への刺激、異臭などの不快を与え、さらに道路等の視界不良など生じる場合があります。

つきましては、以下の点に留意し、有効利用を図っていただきますようお願いいたします。

枯死した水稻の有効利用

(1) ほ場への鋤込む場合

枯死した水稻をほ場に鋤込むことは、土壌の物理性の改善（排水性・保水性の向上、団粒構造化の促進）と地力の維持に高い効果があります。

稲作後、野菜等の畑作物を作付けする場合は、通常の鋤込みで問題ありません。

(2) ほ場外に持ち出して有効利用する場合

刈り取り、ほ場から持ち出した稲わら等については、①敷料、②マルチ資材、③堆肥の材料及び燃料等に有効利用できます。

※やむを得ず枯死した水稻を焼却処分する際は、くまもとグリーン農業ホームページ内、「農業を営むためのやむを得ない野外焼却について」を参考に、適正な処理をお願いします。

※くまもとグリーン農業HP

<https://kumamoto-green.com/?pageid=43907>